

特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	固定資産税に関する課税事務 全項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

岡山市は、固定資産税課税事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

岡山県岡山市長

個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

公表日

項目一覧

I 基本情報
(別添1) 事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
(別添3) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	固定資産税課税事務
②事務の内容 ※	固定資産税は、賦課期日(1月1日)時点に本市に所在する土地、家屋、償却資産(これらの総称を以下「固定資産」という。)を所有している者に対して、その固定資産の価格を基に課税を行う市税である。 地方税法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務において取り扱う。 ①課税台帳の整備事務 ・土地課税台帳の整備 土地の異動内容を、登記簿の確認や実地調査を行うことで正しく把握し、土地課税台帳を整備する。 ・家屋課税台帳の整備 家屋の異動内容を、登記簿の確認や実地調査を行うことで正しく把握し、家屋課税台帳を整備する。 ・償却資産課税台帳の整備 償却資産の異動内容を、申告書の確認や実地調査を行うことで正しく把握し、償却資産課税台帳を整備する。 ②価格の決定事務 地方税法では、3月31日までに固定資産の価格を決定することと定められている。その期日までに固定資産の価格を計算する。 ③縦覧帳簿・名寄帳の作成及び縦覧・閲覧事務 固定資産の価格を決定した後、3月31日までに縦覧帳簿と名寄帳を作成し、納税義務者等の縦覧・閲覧に供する。 ④賦課決定事務(当初) 固定資産の価格を決定した後、固定資産税と都市計画税の税額を計算する。計算した税額を記載した納税通知書を納税義務者に送付する。 ⑤賦課決定事務(随時) 当初賦課後に賦課の決定内容に変更があった場合は、賦課の決定内容を変更して納税義務者に通知する。 ⑥評価替事務 原則として3年に一度の基準年度に、土地及び家屋の価格を見直す。 ⑦証明事務 申請に基づき、賦課内容に係る証明書を交付する。 (具体的な特定個人情報の流れについては別添1に記載) 番号法においては、番号法第19条第8号に基づく主務省令に基づいて情報保有機関は情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する個人情報について情報連携を行うことが必要とされている。 固定資産税システムと共通基盤システムの間でデータ(副本)の受け渡しを行い、共通基盤システムが中間サーバを介して(※1)、情報提供ネットワークシステムと接続することで、符号の取得(※2)や各情報保有機関で保有する特定個人情報の照会と提供等を実現する。 (※1)岡山市では、共通基盤システムが庁内連携・団体内統合宛名システムとしての機能を有し、一括して中間サーバーとの情報連携を行う。 (※2)セキュリティの観点により、特定個人情報の照会と提供の際は「個人番号」を直接利用せず「符号」を取得して利用する。
③対象人数	[30万人以上] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	宛名システム(税務システムの一部)
②システムの機能	①宛名照会機能 納税義務者の宛名情報(住民、住民登録外者(以下「住登外者」という。))、共有者、事業所情報の照会機能。個人番号の照会はこの機能にて行う。 ②住登外者の登録・更新機能 住登外者の宛名情報を登録・更新する機能。住登外者の個人番号の登録・更新はこの機能にて行う。 ③法人の登録・更新機能 法人事業所の名称・所在地等基本的な情報の登録・更新機能 ④送付先等の照会・登録・更新機能 送付物の送付先、納税管理人、相続人代表、破産管財人等について、照会・登録・更新を行う機能。 ⑤口座情報の照会・登録・更新機能 口座振替の金融機関、口座番号などを照会・登録・更新する機能。 ⑥関連宛名設定機能 宛名番号が異なる同一人(重複登録・再転入等)について、同一人であること(関連があること)の設定を行う機能。 ⑦金融機関の照会・登録・更新機能 金融機関の照会・登録・更新を行う機能。 ⑧利用者ID対応づけ機能 電子申告の利用届出データの利用者IDと宛名番号の対応づけを行う機能。 ⑨住記連携機能 住民記録システムの異動データを宛名システムへ連携する機能。住民の個人番号はこの機能で取得する。 ⑩宛名情報ファイル作成 氏名・住所などの宛名情報を提供するためのファイルを作成する機能。 ⑪同一人チェック機能 氏名などの情報をもとに、宛名番号は異なるが同一人の可能性が高い対象者を出力する。同一人のチェック条件として個人番号を利用する。 ⑫申告書記載番号取込み・チェック機能 申告書に記載された個人番号について、宛名システムに未登録の場合は登録する。登録済みの場合は、真正性確認のチェックを行う。 ⑬宛名情報連携機能 共通基盤システム(団体内統合宛名システム)へ個人番号付きの宛名情報を送信する機能。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☒ 宛名システム等 ☐ その他 (☒ 庁内連携システム ☐ 既存住民基本台帳システム ☒ 税務システム)

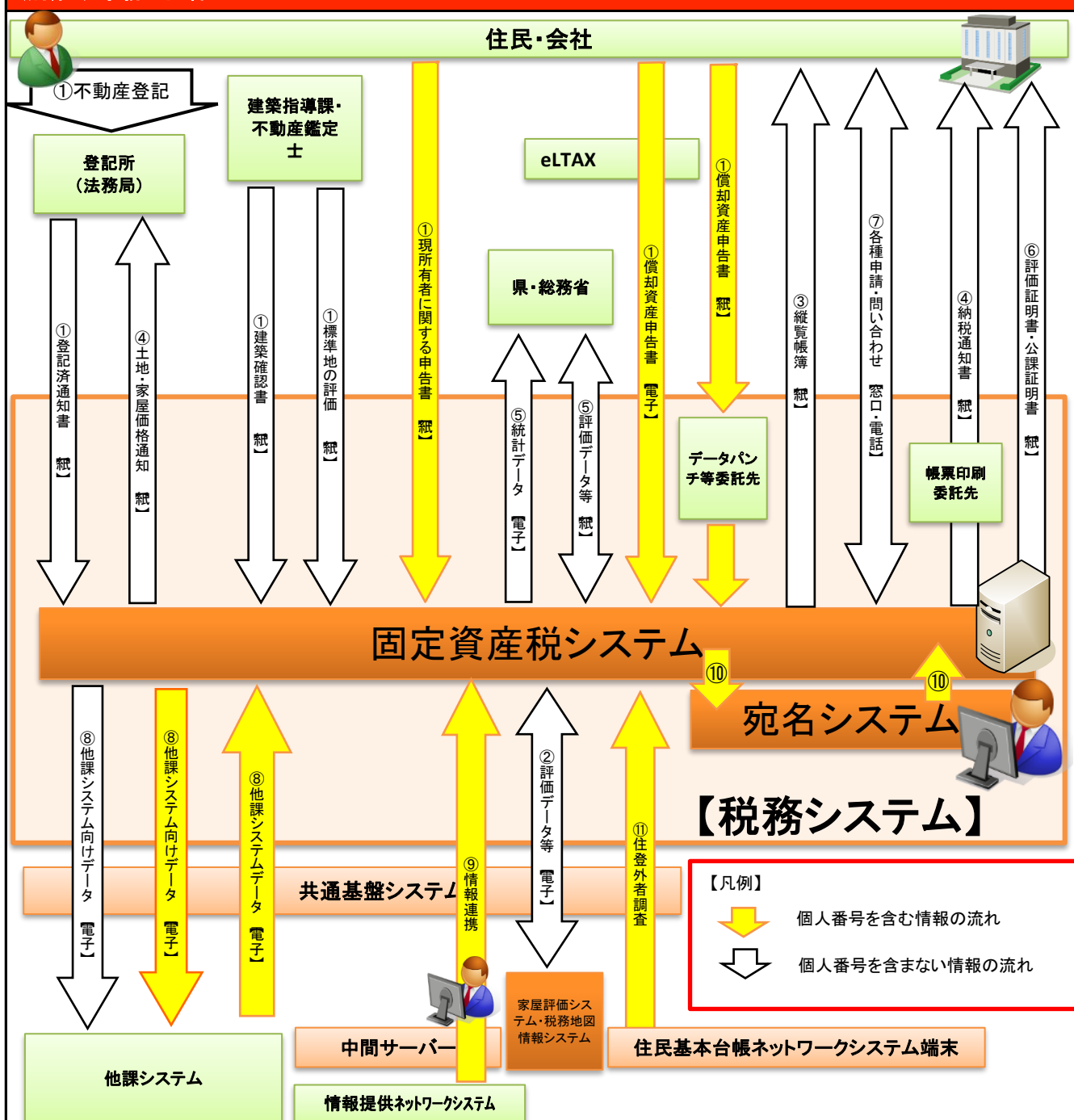
システム2～5	
システム2	
①システムの名称	固定資産税システム
②システムの機能	①土地 ・土地登記異動機能 土地登記情報の表示、更新を行う。土地権利情報の表示、更新を行う。土地分合筆処理を行う。 ・土地現況異動機能 土地現況情報の表示、更新を行う。土地画地情報の表示、更新を行う。土地評価システムとの連携を行う。 ・土地課税情報作成機能 土地課税情報作成処理を行う。 ・土地更正異動機能 各種更正処理を行う。 ・土地評価替え機能 土地評価替計算処理を行う。土地評価基礎情報(路線単価、標準地単価)の表示、更新を行う。 ・土地外部データ連携機能 土地データに関して外部システムとの連携を行う。 ・土地運用管理機能 土地EUCデータを作成する。 ②家屋 ・家屋登記異動機能 家屋登記情報の表示、更新を行う。家屋権利情報の表示、更新を行う。家屋区分所有登録処理を行う。 ・家屋現況異動機能 家屋評価明細情報の表示、更新を行う。家屋評価システムとの連携を行う。 ・家屋課税情報作成機能 家屋課税情報作成処理を行う。 ・家屋更正異動機能 各種更正処理を行う。 ・家屋評価替え機能 家屋評価替計算処理を行う。家屋評価基礎情報(経年減点補正率等)の確認を行う。 ・家屋外部データ連携機能 家屋データに関して外部との連携を行う。 ・家屋運用管理機能 家屋EUCデータを作成する。 ③償却資産 ・償却資産申告異動機能 納税者情報及び申告書情報の表示、更新を行う。 ・償却資産課税異動機能 償却資産課税情報の表示、更新を行う。償却資産一品情報の表示、更新を行う。 ・償却資産外部データ連携機能 償却資産データに関して外部との連携を行う。 ・償却資産運用管理機能 償却資産EUCデータを作成する。 ④賦課 ・当初賦課機能 当初課税データより名寄せし、賦課データを作成する。名寄帳、納税通知書を作成する。 ・更正賦課機能 更正課税データより名寄せし、賦課データを作成する。名寄帳、納税通知書を作成する。 ・賦課オンライン異動機能 更正異動に伴う賦課異動(収納連携、納期限変更等)を行う。 ・概要調書機能 概要調書連携処理を行う。 ・賦課外部データ連携機能 賦課データに関して外部との連携を行う。 ・賦課運用管理機能 賦課EUCデータを作成する。 ⑤その他 ・共有者異動機能 翌年用に固定資産税共有者最新データを管理し、最新データの表示、更新を行う。 ・共有者運用管理機能 共有者EUCデータを作成する。 ・証明書出力機能 オンライン処理にて固定資産税の各種証明書を出力する。

③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [○] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [○] 宛名システム等 [○] 税務システム [○] その他 （ 家屋評価システム、税務地図情報システム、eLTAX ）
システム3	
①システムの名称	家屋評価システム
②システムの機能	・作図機能 ・家屋評価計算機能 ・異動情報・評価数計算データ出力機能 ・家屋評価データ作成(固定資産税システム連携用データ)
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [○] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [○] 税務システム [] その他 （ ）
システム4	
①システムの名称	税務地図情報システム
②システムの機能	地図情報や課税情報を保有し、地図や課税情報の閲覧・出力を行う。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [○] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [○] 税務システム [] その他 （ ）
システム5	
①システムの名称	共通基盤システム(庁内連携機能・団体内統合宛名機能、番号制度情報連携機能)
②システムの機能	①システム間連携機能 庁内業務システム間のデータ連携を統一して制御する機能。 ②運用管理機能 外字配信、リモート管理、時刻同期、ウィルス管理、パッチ管理等の運用を管理する機能。 ③共通インフラ機能 共有ファイルサーバー及びネットワークを管理する機能。 ④認証管理機能 シングルサインオン、アカウント管理等の認証を管理する機能。 ⑤団体内統合宛名管理機能 団体内統合宛名番号を管理する機能。 ⑥情報連携機能 データベースの業務情報を中間サーバー等に連携する機能。 ⑦情報照会機能 中間サーバーを介して、他団体への情報照会を行う機能。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [○] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [○] 税務システム [○] その他 （ 中間サーバー、庁内各業務システム ）

システム6～10	
システム6	
①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	①符号管理機能 情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する機能。 ②情報照会機能 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能。 ③情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能。 ④既存システム接続機能 中間サーバーと既存システム、団体内統合宛名システム及び住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携するための機能。 ⑤情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能。 ⑥情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する機能。 ⑦データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能。 ⑧セキュリティ管理機能 暗号化／復号機能と、鍵情報及び照会許可照合リスト情報を管理する機能。 ⑨職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能。 ⑩システム管理機能 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 ()
システム7	
①システムの名称	eLTAX
②システムの機能	・申告データの審査と管理 ・申請・届出データの審査と管理 ・申告データの連携
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☒ 税務システム ☐ その他 ()
システム8	
①システムの名称	電子ファイリングシステム
②システムの機能	宛名番号等を基に、対象者のイメージ化された課税資料を検索する機能

③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 宛名システム等 ☐ その他 ()	☐ 庁内連携システム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 税務システム
システム9		
①システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム	
②システムの機能	基本4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組み合わせにより、住登外者の個人番号を検索する。	
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 宛名システム等 ☐ その他 ()	☐ 庁内連携システム ☒ 既存住民基本台帳システム ☐ 税務システム
システム11～15		
システム16～20		
3. 特定個人情報ファイル名		
固定資産税特定個人情報ファイル		
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由		
①事務実施上の必要性	・番号制度に関する税制上の措置として、課税資料等の税務関係書類に個人番号が記載されることとなる。このため、個人番号を含む課税資料等の税務関係書類を受付することとなり、受付した課税資料は固定資産税システムで管理され、賦課データを作成する。したがって固定資産税システムにて特定個人情報ファイルを保有することとなる。 ・事務全般で本人確認の際に個人番号を確認する場合がある。	
②実現が期待されるメリット	・添付書類の削減など事務、手続の簡素化が図られる。 ・名寄せ・突合など行政事務の効率化によって、より公平で正確な課税業務に寄与する。	
5. 個人番号の利用 ※		
法令上の根拠	・番号法第9条(利用範囲)第1項 別表の24の項	
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※		
①実施の有無	☐ 実施する ☐ 実施しない ☐ 未定	
②法令上の根拠	<情報照会の根拠> ・番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第8号に基づく主務省令 第2条の表48の項 <情報提供の根拠> 情報提供は行わない。	
7. 評価実施機関における担当部署		
①部署	財政局税務部課税管理課	
②所属長の役職名	課長	
8. 他の評価実施機関		
—		

(別添1) 事務の内容



(備考)

- ① 登記済通知書、償却資産申告書等を基に課税台帳を整備する。所有者が死亡している場合は、現に所有している者を納税義務者とすることになっているため、死亡している納税義務者を把握し、相続人の調査を行う。
- ② 家屋評価システムのデータを連携する。また、税務地図情報システムへデータ連携する。
- ③ 納税義務者の縦覧に供する。
- ④ 固定資産の価格を決定した後、固定資産税と都市計画税の税額を計算し、納税通知書を作成して発送する。また、法務局へ土地・家屋価格通知を行う。
- ⑤ 統計データを県・総務省へ送付する。また、県と評価データ等について連携を行う。
- ⑥ 各種証明書を発行する。
- ⑦ 各種申請・問い合わせ
- ⑧ 庁内他課・他部局データ連携
- ⑨ 情報提供ネットワークシステムより生活保護情報データを参照する。
- ⑩ 宛名システムの機能を使い、個人番号を参照する。また、課税資料より個人番号を取得し、宛名システムで保有する個人番号と宛名番号の紐付けテーブル作成用データを連携する。
- ⑪ 住民基本台帳ネットワークシステム端末を利用して、住民登録がない者の個人番号を調査する。

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名

固定資産税特定個人情報ファイル

2. 基本情報

①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル]	<選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	岡山市の固定資産税納税義務者のうち個人番号を有する者	
	その必要性	正確かつ公平、公正な固定資産税課税業務を行うため
④記録される項目	[100項目以上]	<選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
	主な記録項目 ※	・識別情報 [☐] 個人番号 [☐] 個人番号対応符号 [☐] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [☐] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [☐] 連絡先(電話番号等) [☐] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [☐] 国税関係情報 [☐] 地方税関係情報 [☐] 健康・医療関係情報 [☐] 医療保険関係情報 [☐] 児童福祉・子育て関係情報 [☐] 障害者福祉関係情報 [☐] 生活保護・社会福祉関係情報 [☐] 介護・高齢者福祉関係情報 [☐] 雇用・労働関係情報 [☐] 年金関係情報 [☐] 学校・教育関係情報 [☐] 災害関係情報 [☐] その他 ()
	その妥当性	・個人番号、4情報：本人確認、賦課の名寄せを行うために必要 ・その他識別情報(内部番号)：個人番号との紐付けに必要 ・その他住民票関係情報：固定資産税の調査事務、納税義務者への問い合わせに必要 ・連絡先：納税義務者への問い合わせに必要 ・地方税関係情報：固定資産税賦課に必要
	全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月1日	
⑥事務担当部署	財政局税務部課税管理課	

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	☐ 本人又は本人の代理人 ☐ 評価実施機関内の他部署 （ 区政推進課、生活保護・自立支援課 ） ☐ 行政機関・独立行政法人等 （ ） ☐ 地方公共団体・地方独立行政法人 （ 都道府県、他市区町村 ） ☐ 民間事業者 （ ） ☐ その他 （ ）	
②入手方法	☐ 紙 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 電子メール ☐ 専用線 ☐ 庁内連携システム ☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ その他 （ eLTAX ）	
③入手の時期・頻度	【本人又は本人の代理人からの入手】 ・償却資産申告書の受付ごとに入手(毎年1月31日までに複数回入手) ・現所有者に関する申告書等の受付ごと(随時) 【庁内連携システムからの入手】 ・住民の個人番号については、住民記録システムで異動した際に連携し入手する。 ・調査事務が必要になった都度、庁内連携システムから入手する。 【情報提供ネットワークシステムからの入手】 ・調査事務が必要になった都度、情報提供ネットワークシステムから入手する。	
④入手に係る妥当性	固定資産税の賦課決定のため、法令等の範囲内で申告等の課税資料を収集する必要がある。	
⑤本人への明示	情報提供ネットワークシステムによる入手については、番号法第19条第8号に基づく主務省令 第2条の表48の項において規定されている。	
⑥使用目的 ※	より適正かつ公平な固定資産税課税の実現のため、課税事務を正確かつ効率的に実施するため。	
	変更の妥当性	—
⑦使用の主体	使用部署 ※	財政局税務部課税管理課、各区市税事務所、各支所、各地域センター、各市民サービスセンター、各市民サービスコーナー
	使用者数	[100人以上500人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑧使用方法 ※	【課税台帳整備事務】 ・納税義務者(代理人)より提出された償却資産申告書等に記載された個人番号を取得し、未登録の個人番号について内部識別番号である宛名番号と紐付ける。 【賦課決定事務】 ・生活保護受給情報について、庁内連携システム及び情報提供ネットワークシステムを通じて照会を行い、固定資産税の減免判定を行う。 【固定資産税課税事務全般】 ・本人確認を行う際に個人番号を使用する。	
	情報の突合 ※	個人番号と内部識別番号を紐付けて使用する。
	情報の統計分析 ※	納税義務者数、調定額などの統計処理は行うが、特定の個人を判別し得るような統計分析は実施しない。
	権利利益に影響を与え得る決定 ※	固定資産税の賦課決定
⑨使用開始日	平成28年1月1日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託			
委託の有無 ※		委託する <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (3) 件	
委託事項1		固定資産税システムの保守業務	
①委託内容		固定資産税システムに関する要望対応、障害対応、税制改正対応を行う。また職員からの問い合わせ対応や調査、作業指示書に基づくデータ抽出などを行う。	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		特定個人情報ファイルの全体 <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
	対象となる本人の数	10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
	対象となる本人の範囲 ※	岡山市の固定資産税納税義務者のうち個人番号を有する者	
	その妥当性	障害分析やシステム改修の際にデータを検証する必要がある。	
③委託先における取扱者数		10人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		専用線 電子メール 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) フラッシュメモリ 紙 ○ その他 (岡山市の指定する場所におけるシステムの直接操作)	
⑤委託先名の確認方法		委託先が決定した際に入札結果を市ホームページ上にて公表している。	
⑥委託先名		富士通岡山市市税システム共同企業体	
再委託	⑦再委託の有無 ※	再委託する <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない	
	⑧再委託の許諾方法	委託先と法に基づく個人情報保護の取扱委託に関する覚書及び特定個人情報等の取扱委託に関する覚書を締結し、再委託についてはあらかじめ書面を提出させたいと、その妥当性を確認する。	
	⑨再委託事項	ハードウェア・ソフトウェアの保守作業や運用支援を行う。また、障害対応や法制度改正時のシステム改修も行う。	
委託事項2～5			
委託事項2		償却資産申告書等課税資料の電子ファイリング	
①委託内容		償却資産申告書等の課税資料をスキャナー装置によりスキャンし、閲覧検索システムにおいて利用できる電子データファイルを作成する。	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		特定個人情報ファイルの一部 <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
	対象となる本人の数	1万人以上10万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
	対象となる本人の範囲 ※	個人で償却資産申告書等課税資料の提出があったもの。	
	その妥当性	償却資産申告書等課税資料を電子データ化することにより、素早い検索を容易にし、課税説明等のスピードアップを図るもので、限られた期間内に確実に処理出来るよう、専門知識を有する業者に委託する。	

[illegible]

5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）

提供・移転の有無	[] 提供を行っている（ ）件 [☒] 移転を行っている（ 1 ）件 [] 行っていない
提供先1	
移転先1	保健福祉局障害・生活福祉部生活保護・自立支援課
①法令上の根拠	岡山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第4条第2項
②移転先における用途	生活保護の被保護者に関する課税状況調査
③移転する情報	固定資産税に関する賦課情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	岡山市の固定資産税納税義務者のうち個人番号を有する者
⑥移転方法	[☒] 庁内連携システム [] 電子メール [] フラッシュメモリ [] その他（ ） [] 専用線 [] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [] 紙
⑦時期・頻度	随時

6. 特定個人情報の保管・消去		
①保管場所 ※		【固定資産税システムにおける措置】 ・固定資産税システムは、岡山市の管理するデータセンターに設置しており、データセンターへの入退館及びサーバー室への入退室を厳重に管理する。 ・特定個人情報は、サーバー室に設置された固定資産税システムのデータベース内に保存し、バックアップは共有ストレージに保存する。 【共通基盤システムにおける措置】 ・共通基盤システムは、岡山市の管理するデータセンターに設置しており、データセンターへの入退館及びサーバー室への入退室を厳重に管理する。 ・特定個人情報は、サーバー室に設置された共通基盤システムのデータベース内に保存し、バックアップは共有ストレージ及びLTO媒体に保存する。 【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置している。データセンターへの入館、及びサーバー室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。 ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。
②保管期間	期間	＜選択肢＞ 1) 1年未満 4) 3年 7) 6年以上10年未満 10) 定められていない 2) 1年 5) 4年 8) 10年以上20年未満 3) 2年 6) 5年 9) 20年以上 [6年以上10年未満]
	その妥当性	法定されている賦課決定期間に対応するため
③消去方法		【固定資産税システムにおける措置】 保管期間を超えたデータについて、システム上で一括消去する。(データベースから物理的に削除する。) ・ディスク交換やハード更改等の際は、固定資産税システムの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊により完全に消去する。 【共通基盤システムにおける措置】 ・共通基盤システムに格納する特定個人情報は、各業務システムの副本データであるため、消去のタイミング等は各業務システム(事務)の運用に準ずる。 ・ディスク交換やハード更改、LTO媒体の廃棄等の際は、共通基盤システムの保守・運用を行う事業者又は岡山市担当部署において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊により完全に消去する。 【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの事業者が特定個人情報を消去することはない。 ②ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊により完全に消去する。
7. 備考		
—		

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

※別紙参照

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
固定資産税特定個人情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	【固定資産税システムにおける措置】 ・申告、届出等の窓口において、本人確認書類（身分証明書等）や申告、届出内容の確認を行い、対象者以外の情報の入手を防止する。 ・情報登録の際には、対象者以外の登録を行わないように、二重チェックを実施する。 ・ユーザIDによる識別とパスワードによる認証、利用可能な機能の制限等により、権限を有しない者による目的外の情報登録による入手を防止する。
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	【固定資産税システムにおける措置】 ・情報登録の際には、必要な情報以外の登録を行わないように、二重チェックを実施する。 ・必要な情報以外の登録ができないように、固定資産税システムにおいて入力項目等の制御を行う。 ・ユーザIDによる識別とパスワードによる認証、利用可能な機能の制限等により、権限を有しない者による目的外の入手を防止する。 【庁内システム間連携による入手（共通基盤システム庁内連携機能経由）における措置】 庁内連携による入手の場合、根拠法令等確認のうえ、データ提供元の担当課と入手内容を予め合意している。システム間連携においては予め取り決めた内容以外の情報を入手することはできない。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	【固定資産税システムにおける措置】 ・申告、届出等を受ける場合は、法令等により定められた様式に限る。 ・本人の代理人による申告、届出等を受ける場合は、必要に応じて委任状等の確認を行う。 ・ユーザIDによる識別とパスワードによる認証、利用可能な機能の制限等により、不適切な方法による入手を防止する。 【庁内システム間連携による入手（共通基盤システム庁内連携機能経由）における措置】 庁内連携による入手の場合、根拠法令等を確認のうえ、データ提供元・提供先の担当課間で入手方法（方式、頻度、タイミングなど）を予め合意している。システム間連携においては予め取り決めた方法以外で情報を入手することはできない。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク3： 入手した特定個人情報が不正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	・本人から申告、届出等を受ける場合は、本人の個人番号カード又は通知カード、身分証明書の提示や窓口での聞き取りにより、本人確認を行う。
個人番号の真正性確認の措置の内容	・提出された書類に記載された個人番号と、システムで保有している情報に相違がある場合は、住民基本台帳ネットワークシステム等を利用し、個人番号の真正性の確認を行う。
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	【固定資産税システムにおける措置】 ・各種申告、届出等の課税資料は、提出された原本と入力内容を突合しチェックする。 【庁内システム間連携による入手（共通基盤システム庁内連携機能経由）における措置】 庁内連携による入手の場合、共通基盤システムのシステム間連携機能により、情報の移転元業務システムと共通基盤システム及び移転先業務システムで同期を取る仕組みとなっており、情報の順序性・正当性・正確性等を担保している。また、システム間連携データは連携の途中で更新することはないため、誤った情報に上書きする恐れはない。
その他の措置の内容	－
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4： 入手の際に特定個人情報漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	【固定資産税システムにおける措置】 ・申告等の窓口においては、職員が書類を直接受理し、入力処理など次の処理過程に責任を持って引き継ぐ。 ・特定個人情報を記録した紙媒体は定められた保管場所で施錠管理等を行い、漏洩・紛失を防止する。保管場所の鍵は、権限をもった者（係長級以上の職員）が管理を行う。 ・eLTAX等外部サーバーから情報を入手する場合は専用回線を使用する等の方法により情報の漏えいを防止する。 【庁内システム間連携による入手（共通基盤システム庁内連携機能経由）における措置】 庁内連携による入手の場合、共通基盤システムのシステム間連携制御機能を使用し、連携データがロストしない仕組みを構築している。（何らかの事情でロストが発生した場合は連携エラーとなる仕組みを講じている。）
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
－	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスク	
宛名システム等における措置の内容	【共通基盤システム（番号制度アプリケーション機能）における措置】 共通基盤システムの統合宛名システム機能は符号取得専用の機能であり、各業務システムにむけて宛名情報を連携しない仕組みとしている。このため、事務に必要なない情報と紐付けを行うことはできない。
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	・個人番号利用事務を取り扱わない部門からは固定資産税ファイルを直接参照できないよう、アクセス制御対策を実施する。 ・固定資産税システムの稼働するLANでは、外部からの侵入ができないようファイアウォールによる適切なアクセス制御を実施する。
その他の措置の内容	－
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク2： 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク		
ユーザ認証の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	【固定資産税システムにおける措置】 ・固定資産税システムを利用する必要がある職員を特定するとともに、職員毎にユーザIDを割り当て、ID及びパスワードによる認証を行う。 ・認証に使用するパスワードは、3か月ごとに変更する。	
アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	【固定資産税システムにおける措置】 ・アクセス権限の発効及び失効は、システム管理者または代理の者が行うため、その他の者が自由に発効及び失効を行うことができない。 ・年度当初に人事情報を元にアクセス権限の一括更新を行い、人事異動や退職等による権限の発効及び失効を実施する。 ・年度途中にアクセス権限の変更が必要な場合は、システム管理者または代理の者が速やかに権限の発効及び失効を行う。	
アクセス権限の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	【固定資産税システムにおける措置】 ・人事システムから年次で人事情報を連携して権限表を作成し、権限表をもとに発効管理・失効管理を行う。 ・システム管理者は、定期的にアクセス権限設定の見直しを行う。	
特定個人情報の使用の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	・特定個人情報の使用の記録は、操作履歴(日時、使用者、使用情報等)としてストレージ及び外部媒体に5年間記録する。 ・外部媒体に記録する場合は、外部媒体を施錠管理されたデータセンターで保管する。 ・ストレージ及び外部媒体を廃棄する際は、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊により完全に消去する。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 従業者が事務外で使用するリスク		
リスクに対する措置の内容	・特定個人情報の提供は、法令等の規定がある場合以外は認められない旨を職員等に周知する。 ・アクセス記録管理を行っており、業務外利用をした場合には特定可能であることを職員に周知し、事務外の利用を抑止する。 ・固定資産税システムにおいては、当該職員の権限に応じて処理可能なメニューのみを表示することで、業務に不必要な処理を行えない仕組みとする。 ・委託業者に対し、個人情報の取扱委託に関する覚書を締結し、不正利用の禁止等の従業者への周知徹底を義務付けている。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク		
リスクに対する措置の内容	【職員端末】 ・職員が抽出するデータ(EUCデータ)の抽出権限は業務に必要な範囲に限定して付与する。 ・職員に対し、個人情報保護に関する研修を必要に応じて実施する。 ・委託業者に対し、個人情報の取扱委託に関する覚書を締結し、不正利用の禁止等の従業者への周知徹底を義務付けている。 【サーバー】 ・バックアップファイルの取得は入退館管理をしているデータセンターでの作業に限定されている。 ・システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない仕組みとする。また、バックアップ以外にファイルを複製しないよう、職員・委託先等に対し指導する。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
その他、特定個人情報の使用にあたり、以下の措置を講じる。 ・スクリーンセーバ等を利用して、長時間にわたり特定個人情報を表示させない ・端末のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置く		
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク		
情報保護管理体制の確認	委託業者に対し、個人情報保護の取扱委託に関する覚書及び特定個人情報等の取扱委託に関する覚書を締結し、個人情報受託管理責任者の指定及び情報資産を取り扱う全ての従事者名簿(所属、氏名、作業内容、取り扱う情報資産等)の提出を義務付ける。	
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[制限している]	<選択肢> 1) 制限している 2) 制限していない
具体的な制限方法	・運用保守業務においては、従事者名簿の提出を受け、誰がどのような作業を行うのかあらかじめ報告を義務付ける。 ・運用保守業務においては、ID、パスワードにより認証を行い、作業権限を設定する。	
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	・運用保守業務における特定個人情報の使用の記録は、操作履歴(日時、使用者、使用情報等)としてストレージ及び外部媒体に5年間記録させる ・上記以外の業務における記録は、操作履歴(日時、使用者、使用情報等)を紙様式等に記録し、市において5年間保存する。 ・ストレージ及び外部媒体を廃棄する際は、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊により完全に消去する。	
特定個人情報の提供ルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	・個人情報保護の取扱委託に関する覚書及び特定個人情報等の取扱委託に関する覚書において、保有個人情報の外部提供の禁止を明記する。 ・保有個人情報の管理状況について、必要に応じて検査を実施する。	
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	・委託業者に特定個人情報ファイルを提供する場合は、作業内容、作業内容及び作業場所等を記載した申請書を事前に提出させ、提供の必要性及び作業内容の確認等を行う。 ・保有個人情報の管理状況について、必要に応じて検査を実施する。	

特定個人情報の消去ルール		定めている] ＜選択肢＞ 1) 定めている 2) 定めていない
	ルールの内容及び ルール遵守の確認方法	・委託業務終了後は、返還、物理的破壊により完全に消去しなければならない。 ・委託業者が個人情報ファイルの消去を実施する場合は、その処理内容について報告書を提出させる。
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定		定めている] ＜選択肢＞ 1) 定めている 2) 定めていない
	規定の内容	委託契約書において、個人情報保護の取扱委託に関する覚書及び特定個人情報等の取扱委託に関する覚書を締結するよう義務付けており、覚書において、以下のことを明記している。 ・保有個人情報の適正管理について最大限の注意を払い、漏えい及び毀棄等の事故を防止するための対策を講じること。 ・保有個人情報を適切に管理するため、個人情報受託管理責任者を置くこと。 ・個人情報の重要性についての認識を深めるとともに、保有個人情報の適正な取り扱いに資するための研修・教育を実施すること。 ・保有個人情報をみだりに他人に知らせてはならないこと。 ・原則として、保有個人情報の取り扱いの委託の全部又は一部を再委託しないこと。再委託する場合は、あらかじめ書面により申請し、承認を受けること。 ・保有個人情報を不正に利用し、又は毀棄等をしないこと。 ・保有個人情報を、他の従事者（担当以外の者）及び部外者に提供しないこと。 ・契約に基づいて個人情報を収集する場合は、受託業務の範囲を超えて収集してはならないこと。 ・保有個人情報を複写し、又は複製しないこと。 ・保有個人情報に関し事故が発生したときは、速やかに報告すること。 ・覚書に定める事項に関する遵守状況について、必要に応じて報告させ、又は実地調査することができる。
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保		十分に行っている] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
	具体的な方法	委託先と法に基づく個人情報保護の取扱委託に関する覚書及び特定個人情報等の取扱委託に関する覚書を締結し、再委託についてはあらかじめ書面を提出させたうえで、その妥当性を確認する。
その他の措置の内容		—
リスクへの対策は十分か		十分である] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない	
リスク1：不正な提供・移転が行われるリスク			
特定個人情報の提供・移転の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない	
具体的な方法	【固定資産税システムにおける措置】 ・特定個人情報ファイルの情報連携は、共通基盤システムへの通信に限定し、システムログ（連携日時等）としてストレージ及び外部媒体に5年間記録する。 【庁内システム間連携による移転（共通基盤システム庁内連携機能経由）における措置】 庁内連携による移転の場合、根拠法令等を確認のうえ、データ移転元・移転先の担当課間で移転方法（方式、頻度、タイミングなど）を予め合意している。システム間連携においては予め取り決めた方法以外で情報を移転を行うことはできない。		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	【固定資産税システムにおける措置】 ①特定個人情報の提供・移転は、番号法等法令の規定により、その範囲を厳格に遵守し、定められた提供・移転先についてのみ行う。 ②庁内業務所管課より、特定個人情報の移転を求められた場合は、書面による事前申請を受け、移転の必要性及び妥当性、移転する内容等の審査を行い、承認したものについてのみ情報の移転を行う。 ③特定個人情報ファイルの情報連携は、共通基盤システムへの通信に限定し、システムログ（連携日時等）としてストレージ及び外部媒体に5年間記録する。また、必要に応じてシステム管理者が記録の確認を行う。 ④ストレージ及び外部媒体を廃棄する際は、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊により完全に消去する。 【庁内システム間連携による移転（共通基盤システム庁内連携機能経由）における措置】 庁内連携による移転の場合、根拠法令等を確認のうえ、データ移転元・移転先の担当課間で移転方法（方式、頻度、タイミングなど）を予め合意している。システム間連携においては予め取り決めた方法以外で情報を移転を行うことはできない。		
その他の措置の内容	—		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	

リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	【固定資産税システムにおける措置】 ・ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録を実施することで、不適切な端末操作を抑止する。また、業務端末を一定時間操作しなかった場合、スクリーンセーバーにより自動的に画面をロックし、ロックの解除は、パスワードの入力を要する設定とする。 ・特定個人情報ファイルの情報連携は、共通基盤システムへの通信に限定し、システムログ（連携日時等）としてストレージ及び外部媒体に5年間記録する。また、必要に応じてシステム管理者が記録の確認を行う。 ・ストレージ及び外部媒体を廃棄する際は、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊により完全に消去する。 【庁内システム間連携による移転（共通基盤システム庁内連携機能経由）における措置】 庁内連携による移転の場合、根拠法令等を確認のうえ、データ移転元・移転先の担当課間で移転方法（方式、頻度、タイミングなど）を予め合意している。システム間連携においては予め取り決めた方法以外で情報を移転を行うことはできない。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク	
リスクに対する措置の内容	【固定資産税システムにおける措置】 ・情報登録の際には、誤った情報の登録を行わないように、二重チェックを実施する。 ・システムの機能により、項目ごとの入力制限（ありえない入力パターンの制限等）や登録前の論理チェックを実施する。 ・特定個人情報ファイルの情報連携は、共通基盤システムへの通信に限定する。 【庁内システム間連携による移転（共通基盤システム庁内連携機能経由）における措置】 ・情報の移転元業務システムと共通基盤システム及び移転先業務システムで同期を取る仕組みとなっており、情報の順序性・正当性・正確性等を担保している。 ・庁内連携による移転の場合、根拠法令等を確認のうえ、データ移転元・移転先の担当課間で移転方法（方式、頻度、タイミングなど）を予め合意している。システム間連携においては予め取り決めた方法以外で情報を移転を行うことはできない。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
・緊急時等に特定個人情報をフラッシュメモリ等の媒体を用いて移転する場合は、セキュリティ機能付きの媒体を用い、データの暗号化の措置をしたうえで提供・移転を行う。 ・緊急時等にフラッシュメモリ等の媒体のなかに一時的に保存した特定個人情報は、移転した後に消去手順に従って消去する。 ・フラッシュメモリ等を使用した後に、一時的に保存した特定個人情報が消去されたかどうかを、別の職員が必ず点検する。 ・フラッシュメモリ等の媒体を廃棄する際は、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊により完全に消去する。	

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手) [○] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	【固定資産税システムにおける措置】 ・ユーザIDによる識別とパスワードによる認証、利用可能な機能の制限等により、権限を有しない者による目的外の情報登録による入手を防止する。 ・特定個人情報ファイルの情報連携は、共通基盤システムへの通信に限定し、システムログ(連携日時等)としてストレージ及び外部媒体に5年間記録する。また、必要に応じてシステム管理者が記録の確認を行う。 ・ストレージ及び外部媒体を廃棄する際は、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。 【共通基盤システム(番号制度情報連携機能)における措置】 ・事務担当課と事務手続きの対応表を作成し、システムに設定している。これにより目的外の情報照会を制限している。 ・共通基盤システムのシステム間連携制御機能により、予め連携機能開発したシステム以外からの情報照会依頼を許可しない措置を講じている。 【中間サーバー・ソフトウェアにおける措置】 ①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応する。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みとする。 (※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2)番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。 (※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。 【中間サーバーの運用における措置】 ・中間サーバーで取得した情報照会に係るシステムログを使用し、目的外及び不正な入手が行われていないか必要に応じて確認する。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	【固定資産税システムにおける措置】 ・ユーザIDによる識別とパスワードによる認証、利用可能な機能の制限等により、権限を有しない者による目的外の情報登録による入手を防止する。 ・特定個人情報ファイルの情報連携は、共通基盤システムへの通信に限定し、システムログ(連携日時等)としてストレージ及び外部媒体に5年間記録する。また、必要に応じてシステム管理者が記録の確認を行う。 ・ストレージ及び外部媒体を廃棄する際は、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊により完全に消去する。 【中間サーバー・ソフトウェアにおける措置】 ①中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣(デジタル庁)が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保される。 【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保する。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保する。 【本市における全庁的な措置】 ・本市の中間サーバ連携用サーバは専用のDMZ区画に設置している。また、中間サーバ連携用サーバとの通信は共通基盤システムに限定することで庁内からの不正な通信を遮断するなどして、安全性を確保している。 ・間接的に中間サーバと情報連携を行う各業務システムは番号利用事務系ネットワークに接続しており、インターネット系ネットワークとは論理的に分離することで安全性を確保している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク3： 入手した特定個人情報が不正確であるリスク	
リスクに対する措置の内容	【共通基盤システムにおける措置】 ・情報照会機能により中間サーバーに情報照会を行う際には、共通基盤システムにおいて照会結果の改変を行わないことで、中間サーバーから入手した情報と同一であることを担保する。 【中間サーバー・ソフトウェアにおける措置】 ①中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣（デジタル庁）が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保される。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4： 入手の際に特定個人情報漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	【固定資産税システムにおける措置】 ・ユーザIDによる識別とパスワードによる認証、利用可能な機能の制限等により、権限を有しない者による目的外の情報登録による入手を防止する。 ・特定個人情報ファイルの情報連携は、共通基盤システムへの通信に限定し、システムログ（連携日時等）としてストレージ及び外部媒体に5年間記録する。また、必要に応じてシステム管理者が記録の確認を行う。 【共通基盤システム（番号制度情報連携機能）における措置】 ・中間サーバーから入手した情報照会結果を業務システムに連携する場合、システム間制御機能にて照会依頼元の連携先システムに連携している。人手を介していないため、誤った業務システムにデータが連携されたり、データを紛失することはない。 ・共通基盤システムのオンライン機能ではアクセス権限設定等により、各事務担当者が入手可能な特定個人情報の制限を行っている。 ・認証管理機能により、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ・システムを一定時間使用しなかった場合、自動的にシステムからログアウトする設定としている。 【中間サーバー・ソフトウェアにおける措置】 ①中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応する（※）。 ②既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設ける。 ③情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に結果情報を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減する。 ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みとする。 （※）中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みとする。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとする。 【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応する。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応する。 ③中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはない。 【中間サーバーの運用における措置】 ・中間サーバーで取得した情報照会に係るシステムログを使用し、目的外及び不正な入手が行われていないか必要に応じて確認する。

リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク5: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
【中間サーバー・ソフトウェアにおける措置】 ①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。 【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。			

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク1： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[十分に周知している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	【データセンターにおける措置】 ・特定個人情報を保管するサーバーは、岡山市が契約するデータセンターに構築し、設置場所への入退室管理、施錠管理等のセキュリティ対策、無停電電源装置の設置、空調管理、耐震・耐火措置等の災害・事故対策を行っている。 【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 ①中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 ②事前に申請し承認されていない物品、記憶媒体、通信機器などを不正に所持し、持出持込することがないように、警備員などにより確認している。
⑥技術的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	【全庁共通の措置（情報連携に使用する端末における措置）】 ・番号利用事務系ネットワークに接続し、インターネット系やLGWAN接続系端末とは物理的に異なる端末を使用している。 ・ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・外部記憶媒体等への書き出しは原則として禁止し、制限している。 ・番号利用事務系ネットワークの各データファイルは自動的に暗号化される仕組みとしている。このため、所定の復号化ソフトを導入していない端末からはデータファイルの中身を閲覧することはできない。 【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 ①中間サーバー・プラットフォームではUTM（コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置）等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ②中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。
⑦バックアップ	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生あり]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
	その内容	R6. 3 旧システムから新システムへのデータ移行不備により、一部データ項目に不具合が生じ、市内対象者に他人の電話番号が印字されたハガキを発送した。
	再発防止策の内容	旧システムから登録データ全件の一覧を出力し、移行元データを再度突合する。差異があったものについて差異の理由を確認する。今後、ハガキ出力前にはデータの妥当性の確認を行う。
⑩死者の個人番号	[保管している]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
	具体的な保管方法	死者の個人番号は、生存者の個人番号と同様の保管、管理を行う。

その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク		
リスクに対する措置の内容	・氏名、住所等の共通宛名情報については、住民記録システムよりリアルタイムかつ自動的に異動データを連携することにより、最新化する。 ・情報の登録・更新が必要な事象が生じた場合は、担当者が速やかに処理を実施する。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク		
消去手順	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	システム管理者の指示を受けた運用管理者が、保管期間を経過したデータについて、個別ファイルごとに、適宜システムから消去する。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
ストレージ及び外部媒体を廃棄する際は、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊により完全に消去する。		

Ⅳ その他のリスク対策 ※

1. 監査		
①自己点検	[十分にを行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にを行っている 3) 十分に行っていない
具体的なチェック方法	【岡山市における措置】 ・評価書の記載に沿ったチェックリストを用いて、年1回の自己点検を実施する。 【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 ①運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施する。	
②監査	[十分にを行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にを行っている 3) 十分に行っていない
具体的な内容	【岡山市における措置】 ・情報セキュリティに関する監査を定期的実施する。 【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 ①運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。	
2. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分にを行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にを行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	【岡山市における措置】 ・職員に対し情報セキュリティ研修を実施する。 ・委託業者に対し、個人情報保護の取扱委託に関する覚書及び特定個人情報等の取扱委託に関する覚書を締結し、従業者への研修・教育の実施を義務づける。 【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 ①IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規制(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。	
3. その他のリスク対策		
【岡山市における措置】 ・職員に対し、情報セキュリティ研修を定期的実施し、保有個人情報を不正に取り扱った場合の罰則適用等について周知する。なお、違反行為を行った者に対しては、指導を行う。 ・委託業者に対し、個人情報保護の取扱委託に関する覚書及び特定個人情報等の取扱委託に関する覚書を締結し、従業者への研修・教育の実施や保有個人情報を不正に取り扱った場合の罰則適用等の周知を義務付ける。 【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 ・中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用、監視を実現する。		

V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	岡山市総務局総務部行政事務管理課情報公開室 700-8544 岡山県岡山市北区大供一丁目1番1号 問い合わせ先電話番号 086-803-1083
②請求方法	指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける
特記事項	請求方法、指定様式等について岡山市ホームページ上に表示。
③手数料等	[無料] <選択肢> 1) 有料 2) 無料 (手数料額、納付方法:)
④個人情報ファイル簿の公表	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
個人情報ファイル名	個人情報ファイル簿(固定資産税・都市計画税賦課業務で取り扱ったファイル)
公表場所	岡山市役所本庁舎 2階西側 行政資料室
⑤法令による特別の手続	—
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	岡山市財政局税務部課税管理課 700-8544 岡山県岡山市北区大供一丁目2番3号 問い合わせ先電話番号 086-803-1170
②対応方法	問い合わせの受付時に受付票を起票し、対応について記録を残す。

VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和7年4月1日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	岡山市パブリックコメント実施要綱に基づきパブリックコメントによる意見聴取を実施する。パブリックコメントの実施に際しては、広報紙に公表している旨の記事を掲載し、市ホームページ及び本庁、各区役所にて全文を閲覧できるようにする。
②実施日・期間	
③期間を短縮する特段の理由	—
④主な意見の内容	
⑤評価書への反映	
3. 第三者点検	
①実施日	
②方法	岡山市行政不服・情報公開・個人情報保護審査会による審査
③結果	
4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	

(別添3) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年1月1日	I 基本情報 5.個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条(利用範囲)第1項 別表第1の16の項 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。))に関する事務であって主務省令で定めるもの	・番号法第9条(利用範囲)第1項 別表第1の16の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第16条(地方税法関係)	事後	③その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
平成28年1月1日	I 基本情報 6.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 法令上の根拠	番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第7号 別表第2の27の項 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	<情報照会の根拠> ・番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第7号 及び別表第2の27の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条(地方税法関係) <情報提供の根拠> 情報提供は行わない。	事後	③その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
平成27年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 3.特定個人情報の入手・使用 ⑦使用の主体 使用部署	財政局課税管理課、各区役所税務課、各支所、各地域センター、各市民サービスセンター、各市民サービスコーナー	財政局課税管理課、各区市税事務所、各支所、各地域センター、各市民サービスセンター、各市民サービスコーナー	事後	③その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
平成28年1月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先1 ①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく条例を定める予定	岡山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第4条第2項	事後	③その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
平成28年1月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先2	財政局料金課	削除	事後	③その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
平成29年4月1日	I 基本情報 7.評価実施機関における担当部署 ②所属長	課長 河野 清久	課長 内藤 克彦	事後	③その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
平成31年4月1日	I 基本情報 7.評価実施機関における担当部署 ①部署	財政局課税管理課	財政局税務部課税管理課	事後	③その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
平成31年4月1日	I 基本情報 7.評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	課長 内藤 克彦	課長	事後	様式変更による
平成31年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 2.基本情報 ⑥事務担当部署	財政局課税管理課	財政局税務部課税管理課	事後	③その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
平成31年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 3.特定個人情報の入手・使用 ⑦使用の主体 使用部署	財政局課税管理課、各区市税事務所、各支所、各地域センター、各市民サービスセンター、各市民サービスコーナー	財政局税務部課税管理課、各区市税事務所、各支所、各地域センター、各市民サービスセンター、各市民サービスコーナー	事後	③その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
平成31年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転 移転先1	保健福祉局生活保護・自立支援課	保健福祉局障害・生活福祉部生活保護・自立支援課	事後	③その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
平成31年4月1日	V 開示請求、問合せ 1.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ①請求先	岡山市総務局行政事務管理課情報公開室	岡山市総務局総務部行政事務管理課情報公開室	事後	③その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
平成31年4月1日	V 開示請求、問合せ 2.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ ①連絡先	岡山市財政局課税管理課	岡山市財政局税務部課税管理課	事後	③その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和2年9月15日	I 基本情報、 2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム、 システム5、①システム名称	共通基盤システム(庁内連携・団体内統合宛名システム)	共通基盤システム(庁内連携機能・団体内統合宛名機能、番号制度情報連携機能)	事後	記載の整理
令和2年9月15日	I 基本情報、 2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム、 システム6、②システムの機能	5. 帳票印刷管理機能 :印刷データの格納・取得、印刷処理を管理する機能。	削除	事後	不要な記載の削除
令和2年9月15日	II 特定個人情報ファイルの概要、 2.基本情報、④記録される項目	その他識別情報(宛名番号)	その他識別情報(内部番号)	事後	記載の整理(用語の統一のため)
令和2年9月15日	II 特定個人情報ファイルの概要、 3.特定個人情報の入手・使用、⑧使用方法【賦課決定事務】	・納税通知書に個人番号を記載する	削除	事後	不要な記載の削除(現状では納税通知書に個人番号を記載していないため)
令和2年9月15日	II 特定個人情報ファイルの概要、 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託、委託の有無	委託件数5件	委託件数3件	事後	委託事項1.納税通知書の印刷、2.固定資産税システム全般の運用が削除されたため
令和2年9月15日	II 特定個人情報ファイルの概要、 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託、 委託事項1	納税通知書の印刷	削除	事後	不要な記載の削除

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年9月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要、 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託、 委託事項2	固定資産税システムの運用業務。	削除	事後	不要な記載の削除
令和2年9月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要、 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託	個人情報の取扱委託に関する覚書	個人情報の取扱委託に関する覚書及び特定個人情報の取扱委託に関する覚書	事後	記載の整理（特定個人情報の取扱委託に関する覚書が追加されたため）
令和2年9月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要、 5.特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）、提供先1	固定資産税の納税義務書及び納税管理人	削除	事後	不要な記載の削除（特定個人情報を提供していないため）
令和2年9月15日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策、 2.特定個人情報の入手（情報提供ネットワークを通じた入手を除く。） リスク1：目的外の入手が行われるリスク 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	【共通基盤システムにおける措置】 ・ユーザIDによる識別とパスワードによる認証、利用可能な業務システムの制限等により、権限を有しない者による目的外の情報登録による入手を防止する。 ・庁内連携による入手の場合は、共通基盤システムのシステム間連携機能により、情報の移転元業務システムと共通基盤システム及び移転先業務システムで同期を取る仕組みとなっており、情報の順序性・正当性・正確性等を担保している。	削除	事後	不要な記載の削除（「目的外の入手」に対する措置についての記述であり、次項以降で記述されるべき内容のため）
令和2年9月15日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策、 2.特定個人情報の入手（情報提供ネットワークを通じた入手を除く。） リスク1：目的外の入手が行われるリスク 必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	【共通基盤システムにおける措置】 ・ユーザIDによる識別とパスワードによる認証、利用可能な業務システムの制限等により、権限を有しない者による目的外の入手を防止する。 ・庁内連携による入手の場合は、共通基盤システムのシステム間連携機能により、情報の移転元業務システムと共通基盤システム及び移転先業務システムで同期を取る仕組みとなっており、情報の順序性・正当性・正確性等を担保している。	【庁内システム間連携による入手（共通基盤システム庁内連携機能経由）における措置】 庁内連携による入手の場合、データ提供元・提供先の担当課と入手内容を予め合意している。システム間連携においては予め取り決めた内容以外の情報を入手することはできない。	事後	記載の整理
令和2年9月15日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策、2.特定個人情報の入手（情報提供ネットワークを通じた入手を除く。） リスク2：不適切な方法で入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	【共通基盤システムにおける措置】 ・ユーザIDによる識別とパスワードによる認証、利用可能な業務システムの制限等により、不適切な方法による入手を防止する。 ・庁内連携による入手の場合は、共通基盤システムのシステム間連携機能によるアクセスの制限と、共通基盤ファイアウォール等による通信制御により、不適切な方法による入手を防止する。	【庁内システム間連携による入手（共通基盤システム庁内連携機能経由）における措置】 庁内連携による入手の場合、データ提供元・提供先の担当課間で入手方法（方式、頻度、タイミングなど）を予め合意している。システム間連携においては予め取り決めた方法以外で情報を入手することはできない。	事後	記載の整理
令和2年9月15日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策、 2.特定個人情報の入手（情報提供ネットワークを通じた入手を除く。） リスク3：入手した特定個人情報が不正確であるリスク 特定個人情報の正確性確保の措置の内容	【共通基盤システムにおける措置】 ・庁内連携による入手の場合は、共通基盤システムのシステム間連携機能により、情報の移転元業務システムと共通基盤システム及び移転先業務システムで同期を取る仕組みとなっており、情報の順序性・正当性・正確性等を担保している。	【庁内システム間連携による入手（共通基盤システム庁内連携機能経由）における措置】 庁内連携による入手の場合、共通基盤システムのシステム間連携機能により、情報の移転元業務システムと共通基盤システム及び移転先業務システムで同期を取る仕組みとなっており、情報の順序性・正当性・正確性等を担保している。また、システム間連携データは連携の途中で更新することはできないため、誤った情報に上書きする恐れはない。	事後	記載の整理
令和2年9月15日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策、 2.特定個人情報の入手（情報提供ネットワークを通じた入手を除く。） リスク4：入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク リスクに対する措置の内容	【共通基盤システムにおける措置】 ・ユーザIDによる識別とパスワードによる認証、利用可能な業務システムの制限等により不正な操作による情報漏えいを防止する。 ・庁内連携による入手の場合は、共通基盤システムのシステム間連携機能によるアクセスの制限と、共通基盤ファイアウォール等による通信制御により、不正なアクセスによる情報漏えいを防止している。	【庁内システム間連携による入手（共通基盤システム庁内連携機能経由）における措置】 庁内連携による入手の場合、共通基盤システムのシステム間連携制御機能を使用し、連携データがロストしない仕組みを構築している。（何らかの事情でロストが発生した場合は連携エラーとなる仕組みを講じている。）	事後	記載の整理
令和2年9月15日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策、 3.特定個人情報の使用、 リスク1：目的を超えた紐付け、事後に必要な情報との紐付けが行われるリスク 宛名システム等における措置の内容	【共通基盤システムにおける措置】 ・団体内統合宛名管理機能を有する共通基盤システムにおいては、システム間連携機能により、連携する庁内業務システムごとにアクセスできる情報を制限しており、目的を超えた紐付けや事務に必要な情報との紐付けを防止する。	【共通基盤システム（番号制度アプリケーション機能）における措置】 共通基盤システムの統合宛名システム機能は符号取得専用の機能であり、各業務システムにむけて宛名情報を連携しない仕組みとしている。このため、事務に必要な情報と紐付けを行うことはできない。	事後	記載の整理
令和2年9月15日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策、 3.特定個人情報の使用、 リスク2：権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク 具体的な管理方法	【共通基盤システムにおける措置】 ・ユーザIDによる識別とパスワードによる認証、利用可能な業務システムの制限等により不正な使用を防止している。 ・職員ごとにユーザIDを発効し、認証に使用するパスワードは、定期的に変更を行っている。	記載削除	事後	不要な記載の削除

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年9月15日	Ⅲ特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク対策、 3.特定個人情報の使用、リスク2:権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク アクセス権限の発効・失効の管理・具体的な管理方法	【共通基盤システムにおける措置】 ・アクセス権限の発効及び失効は、システム管理者の権限により行うため、その他の者が自由に発効及び失効を行うことができない。 ・年度当初に人事情報を元にアクセス権限の一括更新を行い、人事異動や退職等による権限の発効及び失効を行う。 ・年度途中にアクセス権限の変更が必要な場合は、システム管理者が速やかに権限の発効及び失効を行う。	記載削除	事後	不要な記載の削除
令和2年9月15日	Ⅲ特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク対策、3.特定個人情報の使用、リスク2:権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク アクセス権限の管理	【共通基盤システムにおける措置】 ・ユーザIDごとにシステム管理者がアクセス権限を設定している。 ・システム管理者は、定期的にアクセス権限設定の見直しを行う。	記載削除	事後	不要な記載の削除
令和2年9月15日	Ⅲ特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク対策、 3.特定個人情報の使用、 リスク4:特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	・個人番号が表示された画面のハードコピーの取得は事務処理に必要となる範囲にとどめる	記載削除	事後	不要な記載の削除(ハードコピーを取得していないため)
令和2年9月15日	Ⅲ特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク対策、 5.特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く)、 リスク1::不正な提供・移転が行われるリスク 特定個人情報の提供・移転の記録、具体的な方法	【共通基盤システムにおける措置】 ・特定個人情報ファイルの提供・移転の記録は、システムログ(情報連携先、連携日時等)としてストレージ及び外部媒体に5年間記録する。	【庁内システム間連携による移転(共通基盤システム庁内連携機能経由)における措置】 庁内連携による移転の場合、データ移転元・移転先の担当課間で移転方法(方式、頻度、タイミングなど)を予め合意している。システム間連携においては予め取り決めた方法以外で情報を移転を行うことはできない。	事後	記載の整理
令和2年9月15日	Ⅲ特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク対策、5.特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く)、リスク1::不正な提供・移転が行われるリスク 特定個人情報の提供・移転に関するルール、ルールの内容及びルール遵守の確認方法	【共通基盤システムにおける措置】 ・特定個人情報ファイルの提供・移転の記録は、システムログ(情報連携先、連携日時等)としてストレージ及び外部媒体に5年間記録し、必要に応じてシステム管理者が記録の確認を行う。	【庁内システム間連携による移転(共通基盤システム庁内連携機能経由)における措置】 庁内連携による移転の場合、データ移転元・移転先の担当課間で移転方法(方式、頻度、タイミングなど)を予め合意している。システム間連携においては予め取り決めた方法以外で情報を移転を行うことはできない。	事後	記載の整理
令和2年9月15日	Ⅲ特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク対策、 5.特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く)、 リスク2:不適切な方法で提供・移転が行われるリスク リスクに対する措置の内容	【共通基盤システムにおける措置】 ・庁内連携による他業務システムとの連携は、共通基盤システムのシステム間連携機能によるアクセスの制限と、共通基盤ファイアウォール等による通信制御により、不適切な方法による提供・移転を防止する。	【庁内システム間連携による移転(共通基盤システム庁内連携機能経由)における措置】 庁内連携による移転の場合、データ移転元・移転先の担当課間で移転方法(方式、頻度、タイミングなど)を予め合意している。システム間連携においては予め取り決めた方法以外で情報を移転を行うことはできない。	事後	記載の整理
令和2年9月15日	Ⅲ特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク対策、 5.特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く)、 リスク3:誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク リスクに対する措置の内容	【共通基盤システムにおける措置】 ・庁内連携による他業務システムとの連携は、共通基盤システムのシステム間連携機能によるアクセスの制限と、共通基盤ファイアウォール等による通信制御により、誤った相手への提供・移転を防止する。 ・固定資産税システムと共通基盤システム及び情報の移転先業務システムで同期を取る仕組みとなっており、情報の順序性・正当性・正確性等を担保している。	【庁内システム間連携による移転(共通基盤システム庁内連携機能経由)における措置】 ・情報の移転元業務システムと共通基盤システム及び移転先業務システムで同期を取る仕組みとなっており、情報の順序性・正当性・正確性等を担保している。 ・庁内連携による移転の場合、データ移転元・移転先の担当課間で移転方法(方式、頻度、タイミングなど)を予め合意している。システム間連携においては予め取り決めた方法以外で情報を移転を行うことはできない。	事後	記載の整理

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年9月15日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策、 6.情報提供ネットワークシステムとの接続、リスク1:目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	【共通基盤システムにおける措置】 ・共通基盤システムのシステム間連携機能によるアクセスの制限と、共通基盤ファイアウォール等による通信制御により、不適切な方法による入手を防止する。 ・情報照会機能により中間サーバーに情報照会を行う際には、共通基盤システムにおいてアクセス元の業務システムや情報照会が可能な権限等を制限する。 ・認証管理機能により、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みとする。また、業務端末を一定時間操作しなかった場合、スクリーンセーバーにより自動的に画面をロックし、ロックの解除は、パスワードの入力を要する設定とする。	【共通基盤システム(番号制度情報連携機能)における措置】 ・事務担当課と事務手続きの対応表を作成し、システムに設定している。これにより目的外の情報照会を制限している。 ・共通基盤システムのシステム間連携制御機能により、予め連携機能開発したシステム以外からの情報照会依頼を許可しない措置を講じている。	事後	記載の整理 ・中間SV関係の記載はNWS関連の内容となるため不要(削除) ・その他、庁内連携に関する内容となるよう記載を整理
令和2年9月15日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策、 6.情報提供ネットワークシステムとの接続、リスク2:安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	【共通基盤システムにおける措置】 ・共通基盤システムのシステム間連携機能によるアクセスの制限と、共通基盤ファイアウォール等による通信制御により、不適切な方法による入手を防止する。 ・情報照会機能により中間サーバーに情報照会を行う際には、共通基盤システムにおいてアクセス元の業務システムや情報照会が可能な権限等を制限する。	【本市における全庁的な措置】 ・本市の中間サーバ連携用サーバは専用のDMZ区画に設置している。また、中間サーバ連携用サーバとの通信は共通基盤システムに限定することで庁内からの不正な通信を遮断するなどして、安全性を確保している。 ・間接的に中間サーバと情報連携を行う各業務システムは番号利用事務系ネットワークに接続しており、インターネット系ネットワークとは論理的に分離することで安全性を確保している。	事後	記載の整理
令和2年9月15日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策、 6.情報提供ネットワークシステムとの接続、リスク4:入手の際に特定個人情報が増えい・紛失するリスク リスクに対する措置の内容	【共通基盤システムにおける措置】 ・共通基盤システムのシステム間連携機能によるアクセスの制限と、共通基盤ファイアウォール等による通信制御により、不正なアクセスによる情報漏えいを防止する。 ・情報照会機能により中間サーバーに情報照会を行う際には、共通基盤システムにおいてアクセス元の業務システムや情報照会が可能な権限等を制限する。 ・認証管理機能により、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みとする。また、業務端末を一定時間操作しなかった場合、スクリーンセーバーにより自動的に画面をロックし、ロックの解除は、パスワードの入力を要する設定とする。	【共通基盤システム(番号制度情報連携機能)における措置】 ・中間サーバーから入手した情報照会結果を業務システムに連携する場合、システム間制御機能にて照会依頼元の連携先システムに連携している。入手を介していないため、誤った業務システムにデータが連携されたり、データを紛失することはない。 ・共通基盤システムのオンライン機能ではアクセス権限設定等により、各事務担当者が入手可能な特定個人情報の制限を行っている。 ・認証管理機能により、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ・システムを一定時間使用しなかった場合、自動的にシステムからログアウトする設定としている。	事後	記載の整理
令和2年9月15日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策、 7.特定個人情報の保管・消去、リスク1:特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑤物理的対策	【岡山市における措置】 ・特定個人情報を保管するサーバーは、岡山市の管理するデータセンター及び庁舎内のサーバールームに構築し、設置場所への入退室管理、施錠管理等のセキュリティ対策、無停電電源装置の設置、空調管理、耐震・耐火措置等の災害・事故対策を行っている。 ・特定個人情報を取り扱う業務端末は、セキュリティワイヤによる盗難防止措置を行い、時間経過による画面ロック等のセキュリティ対策を行うこととしている。	【データセンターにおける措置】 ・特定個人情報を保管するサーバーは、岡山市が契約するデータセンターに構築し、設置場所への入退室管理、施錠管理等のセキュリティ対策、無停電電源装置の設置、空調管理、耐震・耐火措置等の災害・事故対策を行っている。	事後	記載の整理
令和2年9月15日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策、 7.特定個人情報の保管・消去、リスク1:特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑥技術的対策	【岡山市における措置】 ・業務システムサーバー及び業務端末にはウイルス対策ソフトを導入し、共通基盤システムの運用管理機能により、定期的にパターンファイルやセキュリティパッチ等の配布を行っている。 ・ネットワーク間にファイアウォールを設置し、通信制御を行っている。	【全庁共通の措置(情報連携に使用する端末における措置)】 ・番号利用事務系ネットワークに接続し、インターネット系やLGWAN接続系端末とは物理的に異なる端末を使用している。 ・ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・外部記憶媒体等への書き出しは原則として禁止し、制限している。 ・番号利用事務系ネットワークの各データファイルは自動的に暗号化される仕組みとしている。このため、所定の復号化ソフトを導入していない端末からはデータファイルの中身を閲覧することはできない。	事後	記載の整理
令和2年9月15日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策、 2.特定個人情報の入手(情報提供ネットワークを通じた入手を除く。) リスク1:目的外の入手が行われるリスク 必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	【庁内システム間連携による入手(共通基盤システム庁内連携機能経由)における措置】 庁内連携による入手の場合、データ提供元の担当課と入手内容を予め合意している。システム間連携においては予め取り決めた内容以外の情報を入手することはできない。	【庁内システム間連携による入手(共通基盤システム庁内連携機能経由)における措置】 庁内連携による入手の場合、根拠法令等を確認のうえ、データ提供元の担当課と入手内容を予め合意している。システム間連携においては予め取り決めた内容以外の情報を入手することはできない。	事後	記載の整理(「根拠法令等を確認のうえ」を追加)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年9月15日	Ⅲ特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク対策、 2.特定個人情報の入手(情報提供ネットワークを通じた入手を除く。) リスク2:不適切な方法で入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	【庁内システム間連携による入手(共通基盤システム庁内連携機能経由)における措置】 庁内連携による入手の場合、データ提供元の担当課と入手内容を予め合意している。システム間連携においては予め取り決めた内容以外の情報を入手することはできない。	【庁内システム間連携による入手(共通基盤システム庁内連携機能経由)における措置】 庁内連携による入手の場合、根拠法令等を確認のうえ、データ提供元の担当課と入手内容を予め合意している。システム間連携においては予め取り決めた内容以外の情報を入手することはできない。	事後	記載の整理(「根拠法令等を確認のうえ」を追加)
令和2年9月15日	Ⅲ特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク対策、 3.特定個人情報の使用 リスク2:権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク ユーザー認証の管理	【固定資産税システムにおける措置】 ・固定資産税システムを利用する必要がある職員を特定するとともに、職員毎にユーザIDを割り当て、ID及びパスワードによる認証を行う。 ・認証に使用するパスワードは、定期的に変更する。	【固定資産税システムにおける措置】 ・固定資産税システムを利用する必要がある職員を特定するとともに、職員毎にユーザIDを割り当て、ID及びパスワードによる認証を行う。 ・認証に使用するパスワードは、3か月ごとに変更する。	事後	記載の整理(「定期的に」を「3か月ごとに」に変更)
令和2年9月15日	Ⅲ特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク対策、 3.特定個人情報の使用 リスク2:権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク 特定個人情報の使用の記録	—	・ストレージ及び外部媒体を廃棄する際は、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。	事後	記載の追加
令和2年9月15日	Ⅲ特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク対策、 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの取扱いの記録	—	・ストレージ及び外部媒体を廃棄する際は、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。	事後	記載の追加
令和2年9月15日	Ⅲ特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク対策、 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	—	・覚書に定める事項に関する遵守状況について、必要に応じて報告させ、又は実地調査することができる。	事後	記載の追加
令和2年9月15日	Ⅲ特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク対策、 5.特定個人情報の提供・移転 リスク1:不正な提供・移転が行われるリスク 特定個人情報の提供・移転の記録	—	・ストレージ及び外部媒体を廃棄する際は、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。	事後	記載の追加
令和2年9月15日	Ⅲ特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク対策 5.特定個人情報の提供・移転 リスク1:不正な提供・移転が行われるリスク 特定個人情報の提供・移転の記録	【庁内システム間連携による入手(共通基盤システム庁内連携機能経由)における措置】 庁内連携による入手の場合、データ提供元の担当課と入手内容を予め合意している。システム間連携においては予め取り決めた内容以外の情報を入手することはできない。	【庁内システム間連携による入手(共通基盤システム庁内連携機能経由)における措置】 庁内連携による入手の場合、根拠法令等を確認のうえ、データ提供元の担当課と入手内容を予め合意している。システム間連携においては予め取り決めた内容以外の情報を入手することはできない。	事後	記載の整理(「根拠法令等を確認のうえ」を追加)
令和2年9月15日	Ⅲ特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク対策 5.特定個人情報の提供・移転 リスク1:不正な提供・移転が行われるリスク 特定個人情報の提供・移転に関するルール	—	・ストレージ及び外部媒体を廃棄する際は、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。	事後	記載の追加
令和2年9月15日	Ⅲ特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク対策 5.特定個人情報の提供・移転 リスク1:不正な提供・移転が行われるリスク 特定個人情報の提供・移転に関するルール	【庁内システム間連携による入手(共通基盤システム庁内連携機能経由)における措置】 庁内連携による入手の場合、データ提供元の担当課と入手内容を予め合意している。システム間連携においては予め取り決めた内容以外の情報を入手することはできない。	【庁内システム間連携による入手(共通基盤システム庁内連携機能経由)における措置】 庁内連携による入手の場合、根拠法令等を確認のうえ、データ提供元の担当課と入手内容を予め合意している。システム間連携においては予め取り決めた内容以外の情報を入手することはできない。	事後	記載の整理(「根拠法令等を確認のうえ」を追加)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年9月15日	Ⅲ特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク対策 5.特定個人情報の提供・移転 リスク2:不適切な方法で提供・移転が行われるリスク リスクに対する措置の内容	—	・ストレージ及び外部媒体を廃棄する際は、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。	事後	記載の追加
令和2年9月15日	Ⅲ特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク対策 5.特定個人情報の提供・移転 リスク2:不適切な方法で提供・移転が行われるリスク リスクに対する措置の内容	【庁内システム間連携による入手(共通基盤システム庁内連携機能経由)における措置】 庁内連携による入手の場合、データ提供元の担当課と入手内容を予め合意している。システム間連携においては予め取り決めた内容以外の情報を入手することはできない。	【庁内システム間連携による入手(共通基盤システム庁内連携機能経由)における措置】 庁内連携による入手の場合、根拠法令等を確認のうえ、データ提供元の担当課と入手内容を予め合意している。システム間連携においては予め取り決めた内容以外の情報を入手することはできない。	事後	記載の整理(「根拠法令等を確認のうえ」を追加)
令和2年9月15日	Ⅲ特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク対策 5.特定個人情報の提供・移転 リスク3:誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク リスクに対する措置の内容	【庁内システム間連携による入手(共通基盤システム庁内連携機能経由)における措置】 庁内連携による入手の場合、データ提供元の担当課と入手内容を予め合意している。システム間連携においては予め取り決めた内容以外の情報を入手することはできない。	【庁内システム間連携による入手(共通基盤システム庁内連携機能経由)における措置】 庁内連携による入手の場合、根拠法令等を確認のうえ、データ提供元の担当課と入手内容を予め合意している。システム間連携においては予め取り決めた内容以外の情報を入手することはできない。	事後	記載の整理(「根拠法令等を確認のうえ」を追加)
令和2年9月15日	Ⅲ特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク対策 5.特定個人情報の提供・移転 リスク3:誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	—	・緊急時等にフラッシュメモリ等の媒体のなかに一時的に保存した特定個人情報は、移転した後に消去手順に従って消去する。 ・フラッシュメモリ等を使用した後に、一時的に保存した特定個人情報が消去されたかどうかを、別の職員が必ず点検する。 ・フラッシュメモリ等の媒体を廃棄する際は、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。	事後	記載の追加
令和2年9月15日	Ⅲ特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク対策 6.情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1:目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	—	・ストレージ及び外部媒体を廃棄する際は、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。	事後	記載の追加
令和2年9月15日	Ⅲ特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク対策 6.情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク2:安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	—	・ストレージ及び外部媒体を廃棄する際は、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。	事後	記載の追加
令和3年9月30日	Ⅰ 基本情報 6.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第7号 及び別表第2の27の項	・番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第8号 及び別表第2の27の項	事後	番号法改正に伴う記載の修正
令和3年9月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 2.基本情報 ④記録される項目 全ての記録項目別添2	・①相続人指定届【紙】	・①現所有者に関する申告書【紙】	事後	申請書の変更に伴う記載の修正
令和3年9月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3.特定個人情報の入手・使用 ③入手の時期・頻度	・相続人代表者指定届出書等の受付ごと(随時)	・現所有者に関する申告書等の受付ごと(随時)	事後	申請書の変更に伴う記載の修正
令和3年9月30日	Ⅲ特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク対策 6.情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1:目的外の入手が行われるリスク	(※2)番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。	(※2)番号法第19条第8号(別表第2)及び第9号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。	事後	番号法改正に伴う記載の修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月30日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6.情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク	・中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保される。	・中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣（デジタル庁）が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保される。	事後	番号法改正に伴う記載の修正
令和3年9月30日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6.情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク3: 入手した特定個人情報のが不正確であるリスク	・中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保される。	・中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣（デジタル庁）が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保される。	事後	番号法改正に伴う記載の修正
令和4年11月29日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要、 6.特定個人情報の保管・消去 ①保管場所※【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】	—	【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置している。データセンターへの入館、及びサーバー室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。 ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	事後	記載の追加
令和4年11月29日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要、 6.特定個人情報の保管・消去 ③消去方法【固定資産税システムにおける措置】	・ディスク交換やハード更改等の際は、固定資産税システムの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。	・ディスク交換やハード更改等の際は、固定資産税システムの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊により完全に消去する。	事後	岡山市情報セキュリティポリシーで媒体を破棄する場合には、専用ソフトを利用することが想定されていないため。
令和4年11月29日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要、 6.特定個人情報の保管・消去 ③消去方法【共通基盤システムにおける措置】	・ディスク交換やハード更改、LTO媒体の廃棄等の際は、共通基盤システムの保守・運用を行う事業者又は岡山市担当部署において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。	・ディスク交換やハード更改、LTO媒体の廃棄等の際は、共通基盤システムの保守・運用を行う事業者又は岡山市担当部署において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊により完全に消去する。	事後	岡山市情報セキュリティポリシーで媒体を破棄する場合には、専用ソフトを利用することが想定されていないため。
令和4年11月29日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要、 6.特定個人情報の保管・消去 ③消去方法【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】	—	【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの事業者が特定個人情報を消去することはない。 ②ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊により完全に消去する。	事後	記載の追加
令和4年11月29日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3.特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者によって不正に使用されるリスク 特定個人情報の使用の記録	・ストレージ及び外部媒体を廃棄する際は、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。	・ストレージ及び外部媒体を廃棄する際は、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊により完全に消去する。	事後	岡山市情報セキュリティポリシーで媒体を破棄する場合には、専用ソフトを利用することが想定されていないため。
令和4年11月29日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策、 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの取扱いの記録 具体的な方法	・ストレージ及び外部媒体を廃棄する際は、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。	・ストレージ及び外部媒体を廃棄する際は、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊により完全に消去する。	事後	岡山市情報セキュリティポリシーで媒体を破棄する場合には、専用ソフトを利用することが想定されていないため。
令和4年11月29日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策、 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報の消去のルール ルール内容及びルール遵守の確認方法	・委託業務終了後は、返還、破棄もしくは専用ソフト等を利用して完全に消去しなければならない。	・委託業務終了後は、返還、物理的破壊により完全に消去しなければならない。	事後	岡山市情報セキュリティポリシーで媒体を破棄する場合には、専用ソフトを利用することが想定されていないため。
令和4年11月29日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策、 5.特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く）、 リスク1.: 不正な提供・移転が行われるリスク 特定個人情報の提供・移転に関するルール	・ストレージ及び外部媒体を廃棄する際は、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。	・ストレージ及び外部媒体を廃棄する際は、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊により完全に消去する。	事後	岡山市情報セキュリティポリシーで媒体を破棄する場合には、専用ソフトを利用することが想定されていないため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年11月29日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策、 5.特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く）、 リスク2.不適切な方法で提供・移転が行われるリスク	・ストレージ及び外部媒体を廃棄する際は、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。	・ストレージ及び外部媒体を廃棄する際は、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊により完全に消去する。	事後	岡山市情報セキュリティポリシーで媒体を破棄する場合には、専用ソフトを利用することが想定されていないため。
令和4年11月29日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策、 5.特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く）、 「リスク3」より下にある ・特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	・フラッシュメモリ等の媒体を廃棄する際は、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。	・フラッシュメモリ等の媒体を廃棄する際は、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊により完全に消去する。	事後	岡山市情報セキュリティポリシーで媒体を破棄する場合には、専用ソフトを利用することが想定されていないため。
令和4年11月29日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6.情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1：目的外の入手が行われるリスク 【中間サーバー・ソフトウェアにおける措置】	・情報照会機能（※1）により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照会リスト（※2）との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応する。	①情報照会機能（※1）により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照会リスト（※2）との照合を提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応する。	事後	記載の整理
令和4年11月29日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6.情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1：目的外の入手が行われるリスク 【中間サーバー・ソフトウェアにおける措置】	（※2）番号法第19条第8号（別表第2）及び第9号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。	（※2）番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。	事後	記載の整理
令和4年11月29日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6.情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク2：安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容 【固定資産税システムにおける措置】	・ストレージ及び外部媒体を廃棄する際は、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。	・ストレージ及び外部媒体を廃棄する際は、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊により完全に消去する。	事後	岡山市情報セキュリティポリシーで媒体を破棄する場合には、専用ソフトを利用することが想定されていないため。
令和4年11月29日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6.情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク3：入手した特定個人情報が不正確であるリスク リスクに対する措置の内容 【中間サーバー・ソフトウェアにおける措置】	・中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣（デジタル庁）が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保される。	・中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣（デジタル庁）が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保される。	事後	記載の整理
令和4年11月29日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6.情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク4：入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク リスクに対する措置の内容 【中間サーバー・ソフトウェアにおける措置】③	・情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減する。	・情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に結果情報を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減する。	事後	記載の整理
令和4年11月29日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6.情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク4：入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク リスクに対する措置の内容 【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】③	・中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。	・中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはない。	事後	記載の整理

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年11月29日	Ⅲ特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク対策 6.情報提供ネットワークシステムとの接続 「リスク7」より下にある 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置 【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】④	・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。	・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。	事後	記載の整理
令和4年11月29日	7.特定個人情報の保管・消去 リスク1:特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑤物理的対策 具体的な対策の内容 【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】②	(記載なし)	②事前に申請し承認されていない物品、記憶媒体、通信機器などを不正に所持し、持出持込することがないよう、警備員などにより確認している。	事後	記載の追加
令和4年11月29日	7.特定個人情報の保管・消去 リスク3:特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	・ストレージ及び外部媒体を廃棄する際は、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。	・ストレージ及び外部媒体を廃棄する際は、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊により完全に消去する。	事後	記載の追加
令和4年11月29日	Ⅳその他のリスク対策 2.従業者に対する教育・啓発 具体的な方法 【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】	・中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施する。 ・中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行う。	①IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規制(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。	事後	記載の追加
令和4年11月29日	I 基本情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容※	「別添1」の 事務の内容のポンチ絵のなかの 「④納税通知書【紙】」の矢印背景の色 「⑦各種申請・問い合わせ」の矢印背景の色 黄色(個人番号を含む情報の流れ)	「別添1」の 事務の内容のポンチ絵のなかの 「④納税通知書【紙】」の矢印背景の色 「⑦各種申請・問い合わせ」の矢印背景の色 白色(個人番号を含まない情報の流れ)	事後	記載誤りによる修正
令和5年11月8日	V開示請求、問合せ 1.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ④個人情報ファイル簿の公表 個人情報ファイル名	個人情報目録	個人情報ファイル簿	事後	個人情報保護法改正に伴う形式的な変更
令和6年9月4日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ⑧再委託の許諾方法	委託先と条例に基づく個人情報保護の取扱委託に関する覚書及び特定個人情報等の取扱委託に関する覚書を締結し、再委託についてはあらかじめ書面を提出させたくうえで、その妥当性を確認する。	委託先と法に基づく個人情報保護の取扱委託に関する覚書及び特定個人情報等の取扱委託に関する覚書を締結し、再委託についてはあらかじめ書面を提出させたくうえで、その妥当性を確認する。	事後	法令改正によるもの
令和6年9月4日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ⑧再委託の許諾方法	委託先と条例に基づく個人情報保護の取扱委託に関する覚書及び特定個人情報等の取扱委託に関する覚書を締結し、再委託についてはあらかじめ書面を提出させたくうえで、その妥当性を確認する。	委託先と法に基づく個人情報保護の取扱委託に関する覚書及び特定個人情報等の取扱委託に関する覚書を締結し、再委託についてはあらかじめ書面を提出させたくうえで、その妥当性を確認する。	事後	法令改正によるもの
令和6年9月4日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 具体的な方法	委託先と条例に基づく個人情報保護の取扱委託に関する覚書及び特定個人情報等の取扱委託に関する覚書を締結し、再委託についてはあらかじめ書面を提出させたくうえで、その妥当性を確認する。	委託先と法に基づく個人情報保護の取扱委託に関する覚書及び特定個人情報等の取扱委託に関する覚書を締結し、再委託についてはあらかじめ書面を提出させたくうえで、その妥当性を確認する。	事後	法令改正によるもの
令和6年9月4日	I 基本情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	別表第二	番号法第19条第8号に基づく主務省令	事後	番号法改正に伴う形式的な変更
令和6年9月4日	I 基本情報 5.個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条(利用範囲)第1項 別表第1の16の項 ・番号法別表第二主務省令 第16条(地方税法関係)	番号法第9条(利用範囲)第1項 別表の24の項	事後	番号法改正に伴う形式的な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月4日	I 基本情報 6.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<情報照会の根拠> ・番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第8号 及び別表第2の27の項 ・番号法別表第二主務省令 第20条(地方税法関係)	<情報照会の根拠> ・番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第8号に基づく主務省令 第2条の表48の項	事後	番号法改正に伴う形式的な変更
令和6年9月4日	II 特定個人情報ファイルの概要 3.特定個人情報の入手・使用 ⑤本人への明示	番号法の別表第2の27の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令 第2条の表48の項	事後	番号法改正に伴う形式的な変更
令和6年9月4日	IIIリスク対策 7.特定個人情報の保管・消去 ⑨個人情報に関する重大事故	発生なし	発生あり	事後	事案発生により追記
令和7年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 (別添2)	1611項目	1591項目	事後	記載の整理